

教室掲示

令和2年7月7日

教 務 部

気象警報発令時の対応について

京都・亀岡に「特別警報」又は「暴風警報」（大雨警報は除く）が発表された場合、次の措置を取ります。

(1) 午前6時30分の時点で上記の警報が発表されている場合は、生徒は自宅待機すること。

午前6時30分までに解除された場合は通常通り授業を行います。

(2) 午前8時30分までに解除された時は、10時30分までに登校すること。

SHRを行い、通常の3限の授業から開始します。

(3) 午前11時までに解除された時は、13時までに登校すること。

SHRを行い、通常の5限の授業から開始します。

(4) 午前11時に解除されていない時は、休校とし、自宅学習すること。

●なお、臨時の措置を取る場合もあるので、洛東高校ホームページ、C l a s s iを確認すること。

※警報が解除されても交通障害などの理由により登校が困難な場合、当該生徒は自宅待機とする。その際、復旧次第、登校すること。

※学校への連絡は、電話で行うこと。

繋がらない場合、メールを可とするが、生徒番号と氏名、自宅待機の理由を書くこと。

メールアドレス rakutou-hs@kyoto-be.ne.jp

※休日に発令された場合の部活動等についても、上記の規定に準じて登下校の判断をすること。

※京都・亀岡以外の地域に在住の生徒は、その市町村の特別警報や暴風警報、避難に関する情報が発表された場合、登校せず自宅待機すること。